山口市郵便入札に関する要領

（趣旨）

第１条　この要領は、山口市が執行する郵便により行う競争入札（以下「郵便入札」という。）について、山口市競争入札参加者心得（以下「心得」という。）に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

（入札方法の指定）

第２条　郵便入札の入札方法については、入札公告又は指名通知書（指名通知書に付する入札説明書を含む。以下「入札公告等」という。）に次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 入札書の郵送方法

(2) 入札書の到着期限

(3) 入札書の送付先

(4) その他必要と認める事項

（郵便入札における入札の辞退）

第３条　心得第７条（入札の辞退）第１項の入札辞退届の提出期限は、同条第２項の規定に関わらず、次条の規定による入札書の提出期限までとする。

２　郵便入札における入札の辞退においては、心得第７条第３項の規定は、適用しない。

３　郵便入札においては、入札書の郵送後においても入札の辞退を認めるものとする。この場合において、辞退しようとする入札者は、入札開札日時までに入札辞退届を入札執行者に提出しなければならない（郵送又は電信による提出は認められない)。

４　前項の規定による入札辞退届は、入札者の代理人によるものは認めない。

５　第１０条の規定による再度入札において、次に掲げる場合は、それぞれ当該各号に掲げる期限までに入札辞退届を入札執行課に提出するものとする。

(1) 会場入札で行う再度入札を入札開始日時までに辞退する場合　入札開始日時まで

(2) 郵便入札で行う再度入札を辞退する場合　入札書の提出期限まで

（入札書等の郵送）

第４条　心得第９条に規定する入札書等の提出は、一般書留又は簡易書留により入札公告等で指定する日時までに到着するよう入札執行課宛に郵送しなければならない。この場合において、持参、電報、電子メール等によるものは、認めない。

２　入札書を郵送する場合は、次のとおりとする。

(1) 入札案件ごとに内封筒・外封筒の二重封筒とする。

(2) 入札書を入れた内封筒にあっては、「入札書在中」と朱書きして封かんし、件名及び入札者（心得第１条の２第１項の入札者をいう。以下同じ。）の商号又は名称を記載するとともに貼り付け部分を入札者の使用印（使用印鑑届においてあらかじめ使用印として届出がなされた印をいう。）で割印をする。

(3) 外封筒にあっては、次に掲げるものを封入し、表側に送付先（入札執行課名等)、件名及び開札日を記載し、あわせて「入札書在中」と朱書きするとともに、裏側に入札者の住所及び商号又は名称を記載し郵送するものとする。

ア　前号の内封筒

イ　入札参加資格確認申請書（心得第４条の入札参加資格確認申請書をいう。以下同じ。）（入札公告において入札書に同封すべきとされる場合に限る。）

ウ　内訳書（心得第９条第３項の内訳書をいう。以下同じ。）（入札公告等において入札書に同封すべきとされる場合に限る。）

３　郵送した入札書等の書換え、引換え又は撤回（前条第３項の規定による辞退を除く。）は認めないものとする。

（無効とする郵便）

第４条の２　別表に定める無効とする郵便であると判断できるものについては、開札を待たずに速やかに郵便入札の郵便無効の通知書（様式第１号）により理由を付して電子メールで通知するものとする。この場合においては、入札書の提出があったものとはみなさず、期限内に到着することを条件に、再度の郵送を妨げない。

２　無効とした郵便物は、差出人又はその使用人が来庁し、かつ、身分証明書等の確認により不正がないことが確認できた場合に限り、返却することができる。

（無効とする入札）

第５条　別表に定める入札は、無効とする。

２　無効とした入札書、入札参加資格確認申請書及び内訳書は、返却しないものとする。

３　市長は、入札を無効としたときは、その入札者に対し、郵便入札無効等通知書（様式第１号の２）により理由を付して電子メールで通知するものとする。

（入札書の開札）

第６条　入札書の開札は、入札公告等で指定した日時、場所において、入札書を郵送した入札者の中から抽選された２人の立会人の立会いのもとで行う。

２　前項の立会人の抽選は、入札事務に関係のない山口市職員により、入札者の中

からくじにより抽選する。

3　立会人に選定された入札者には、立会人抽選結果通知書（様式第１号の３）を電子メールにて通知し、あわせて電話での連絡をする。

4　立会人に選定された入札者は、入札執行者に委任状を提出することで、代理人に立会人を委任することができる。

5　前各項の規定による立会人が２人に満たないときは、入札事務に関係のない山口市職員に立会人を依頼するものとする。

6　立会人は、開札の立会いに際し、入札執行者に第３項の立会人抽選結果通知書を提示し、入札後に立会人署名書（様式第２号）に署名しなければならない。

7　入札執行者は、落札者が決定した場合は、落札者とその価格を発表し、入札経過表を立会人に提示するものとする。

8　立会人は、入札経過表の撮影若しくは複写をすること、又は入札経過表の写しを求めることはできない。

（入札者の傍聴）

第７条　入札書を提出した入札者（前条の立会人を除く。以下この条において同じ。）は、当該入札を傍聴することができる。

2　入札者は、入札執行者に傍聴委任状（様式第３号）を提出することで、代理人に傍聴を委任することができる。

3　前条第８項の規定は、入札を傍聴する者について準用する。

4　入札を傍聴する入札者又はその代理人は、入札会場に入場する際に別に定める傍聴者名簿に記名をするとともに、入札会場における規律の保持に関して入札執行者の指示に従わなければならない。

（くじの実施）

第８条　心得第１９条のくじの方法は、入札者があらかじめ入札書に記載した３桁のアラビア数字で構成される「くじ番号」及び郵送の際の一般書留又は簡易書留の引受番号（受領証に「お問い合わせ番号」として表記されたものをいう。）を別記に定める所定の計算式に当てはめて算出した結果によって落札者等を決定する方法とする。

2　くじの抽選は、開札後、直ちに行う。

（入札結果等の通知）

第９条　市長は、郵便入札を経て落札者を決定した場合は、速やかに当該落札者へ電話連絡するとともに、入札公告等で定める方法で公表するものとする。

（再度入札）

第１０条　市長は、郵便入札の開札において心得第１７条の規定により再度入札が

必要となった場合には、入札公告等で定める日時及び方法で実施するものとし、再度入札の対象となる入札者に対して、再度入札通知書（会場入札用）（様式第４号）又は再度入札通知書（郵便入札用）（様式第４号の２）により電子メールで通知するものとする。この場合において、不落札となる入札をした者に対しては、郵便入札無効等通知書（様式第１号の２）により理由を付して電子メールで通知するものとする。

（補則）

第１１条　他の要綱等又は入札公告等若しくは入札条件、指示事項、仕様書、設計書、図面その他の入札公告等に付随する関係書類において特段の定めがあるときは、当該特段の定めのとおりとする。

附　則

この要領は、平成１７年１０月１日から施行する。

（平成２１年から平成２８年までの改正附則は、省略する。）

附　則

（施行期日）

１　この要領は、令和２年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要領の施行の日の前日までに、入札公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。

附　則

この要領は、令和２年４月９日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要領は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要領の施行の日の前日までに、入札公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

１　この要領は、令和７年２月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要領の施行の日の前日までに、入札公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。

別表（第４条の２・第５条関係）　　(№26)

郵便入札において無効とする郵便（第４条の２）

項目	無効となる場合
郵送方法	○一般書留又は簡易書留以外の方法によっている。 ○入札書等が到着期限を過ぎて到着した。 ○宛先に誤りがあり、山口市（他の部署を含む。）以外に届いた。
外封筒の記載事項	○複数の入札の件名が記されている。 ○件名の記載がない、又は著しい誤りがあり正しいものと同一性がないと認められる。 ○「外封筒に記された件名に係る開札日」と異なる日付が記されおり、かつ、その記された日付において同一所属内に別の郵便入札の開札があるため、いずれの入札に対する入札書か断定できない。 ○開札日の記載がない（同一所属で別の開札日で行う郵便入札の受付中であるときに到達したものに限る。）。 ○差出人の記載がない、又は著しい誤りがあり差出人が特定できない。

郵便入札において無効とする入札（第５条）

項目	無効となる場合
内封筒	○内封筒がない。 ○内封筒が２通以上同封されている、又は内封筒内に２通以上の入札書が同封されている。 ○件名の記載がない、又は著しい誤りがあり正しいものと同一性がないと認められる。 ○件名に同一所属で実施する別の入札の件名が記載されている。 ○商号又は名称の記載がない、又は著しい誤りがあり正しいものと同一性がないと認められる。

備考

表中の○印の事項について、１つ以上の該当がある場合は無効とする。

山口市郵便入札に関する要領に基づく「くじ」の方法は、次のとおりとする。

１ 入札書の「くじ番号」欄に任意の値を記入

くじを行う場合に備えて、入札書の「くじ番号」欄に、入札書提出時にあらかじめ任意の３桁のアラビア数字「０００～９９９」を記入する（「０」の桁も記入が必要）。

なお、記入のない場合や１文字でも判別できない数字がある場合などは、「書留お問い合わせ番号」（１１桁）の下３桁の数字を記載したものとみなす。

●「書留お問い合わせ番号」とは

郵便追跡用に使用する番号で、次の合計１１桁で構成され、書留の受領証に「お問い合わせ番号」として表示されているもの。「引受番号」ともいう。

「＊＊＊（3桁）－＊＊（2桁）－＊＊＊＊＊（5桁）－＊（1桁）」

２ くじの手順

(1) 同額入札者に、「書留お問い合わせ番号」（１１桁）の下４桁の小さいものから順に「抽選番号」（０，１，２，３，…）を付与する。

※　下４桁が同一の数字の場合は、下５桁目以降高い桁の数字を順次参照

(2) 同額入札の入札書に記載された任意の「くじ番号」を合計し、その合計額を同額入札者の数で除し、「余り」を算出する。

(3) 上記(1)の「抽選番号」と上記(2)の「余り」が一致した者を落札(候補)者とする。

(4) 低入札価格調査制度等の審査を要する場合は、上記(3)で決定した落札候補者を「第１落札候補者」とし、「第１落札候補者」の「抽選番号」に１を加えた数が「抽選番号」である者を「第２落札候補者」とする（「第１落札候補者」の「抽選番号」に１を加えた数が「抽選番号」にない場合は、０が「抽選番号」である者を「第２落札候補者」とする）。

(5)「第３落札候補者」以降は、上記(4)の規定に準じて決定する。

例）入札参加者４者が同額入札の場合

(1)「抽選番号」を付与

業者名	書留お問い合わせ番号	下４桁	下５桁目	抽選番号を付与
A社	123-45-67890-1	8901	―	1
B社	234-56-78901-2	9012	8	3
C社	345-67-80901-2	9012	0	2
D社	456-78-90123-4	1234	―	0

(2) くじ番号の和を求め，同額入札者数で除し、余りを算出

業者名	くじ番号
A社	０８３
B社	９３４
C社	２７１
D社	００７

０８３＋９３４＋２７１＋００７＝１２９５

１２９５÷４者＝商３２３（余り…３）

(3) 落札(候補)者等の決定

業者名	抽選番号	右記以外の場合	低入札価格調査制度等の審査を要する場合
A社	1		第３落札候補者
B社	3	落札(候補)者	第１落札候補者
C社	2		第４落札候補者
D社	0		第２落札候補者

様式第１号（第４条の２）　　(№26)

郵便入札の郵便無効の通知書

年　月　日

（郵便差出人）

住　　所

商号又は名称　　御中

山口市長

郵便入札において受領した下記の郵便については、無効としましたので通知します。

記

書留お問い合わせ番号 （引受番号）	
郵便受領日	
無効とした理由	

※　なお、入札書の提出があったとみなしていませんので、期限内に到着する場合に限り、再度の郵送をすることができます。

※　受信確認のため、下記まで返信メールを送信してください。

入札執行課	課 TEL:　　E-mail：

様式第１号の２（第５条・第１０条関係）　(№26)

郵便入札無効等通知書

年　月　日

商号又は名称

代表者職氏名　　様

山口市長

年　月　日に郵便入札により実施した、下記の入札について、貴殿の入札の結果を通知します。

記

件　　名	
入　札　結　果	無効　・　不落札
理　　由	

※　受信確認のため、下記まで返信メールを送信してください。

入札執行課	課 TEL:　　E-mail：

様式第１号の３（第６条関係）　　(№26)

立会人抽選結果通知書

年　月　日

商号又は名称

代表者職氏名　　様

山口市長

下記案件の入札開札立会人に選出されましたのでお知らせします。

当日は、開札時刻までに御参集ください。なお、原則として断ることはできませんので、代理人に委任する場合は、「立会人委任状(別紙)」が必要になります。

記

１　件　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　日　　時　　年　月　日　　時　　分

３　場　　所

４　入札執行課

※　当日は、入札書開札開始時間の１０分前までに開札会場にお越しください。
　　また、「立会人署名書」に署名をお願いすることになります。

※　受信確認のため、下記まで返信メールを送信してください。

入札執行課	課 TEL:　　E-mail：

別紙　　(№26)

立　会　人　委　任　状

年　月　日

（宛先）山口市長

委任者　住　　所
商号又は名称
代表者職氏名

代理人　職　　氏　　名

私は、上記の者を代理人と定め、下記案件の入札開札立会人に関する一切の権限を委任します。

記

1　件名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　日時　　年　月　日　　時　　分

様式第２号（第６条関係）　　(№26)

立　会　人　署　名　書

年　月　日に行われた次の入札の開札に立会いたしました。また、当該開札が厳粛に実施されたことを認めます。

件名

落札者名

落札金額

年　月　日

（宛先）山口市長

入札書開札立会人署名欄

商号又は名称

職　　氏　名

商号又は名称

職　　氏　名

※代理人の場合は、「職氏名」の欄に「代理人」と記載し、署名する。

※山口市職員が立会人となる場合は、所属及び職名を記載し、署名する。

様式第３号（第７条関係）　　(№26)

傍　聴　委　任　状

年　月　日

（宛先）山口市長

委任者　　住　　所
商号又は名称
代表者職氏名

代理人　　職　　氏　　名

私は、上記の者を代理人と定め、下記案件の入札の傍聴の権限を委任します。

記

１　件名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　日時　　年　月　日　　時　　分

様式第４号（第１０条関係）　　(№26)

再　度　入　札　通　知　書（会場入札用）

年　月　日

商号又は名称

代表者職氏名　　様

山口市長

年　月　日に郵便入札により実施した下記の入札について、落札者又は落札候補者（低入札価格調査制度を適用した入札にあっては、調査対象者を含む。）が決定しなかったため、下記の日程で会場入札により再度入札を実施しますので通知します。

記

件　　名	
入　札　方　法	会　場　入　札
再度入札の日時	年　月　日　時　分
再度入札の場所	
前回の入札における有効入札の最低価格	円

※　新たに提出を求めない限り、内訳書の提出は不要です。
※　辞退の場合は辞退届を提出してください。
※　受信確認のため、下記まで返信メールを送信してください。

入札執行課	課 TEL:　　E-mail：

様式第４号の２（第１０条関係）　　(№26)

再　度　入　札　通　知　書（郵便入札用）

年　月　日

商号又は名称

代表者職氏名　　様

山口市長

年　月　日に郵便入札により実施した下記の入札について、落札者又は落札候補者（低入札価格調査制度を適用した入札にあっては、調査対象者を含む。）が決定しなかったため、下記の日程で郵便入札により再度入札を実施しますので通知します。

記

件　　名	
入　札　方　法	郵　便　入　札
再度入札の入札書の到着期限	年　月　日　時　分
再度入札の開札日時	年　月　日　時　分
再度入札の開札場所	
前回の入札における有効入札の最低価格	円

※　新たに提出を求めない限り、内訳書の提出は不要です。
※　辞退の場合は辞退届を提出してください。
※　受信確認のため、下記まで返信メールを送信してください。

入札執行課	課 TEL:　　E-mail：